

上福岡市・大井町法定合併協議会

第 1 回 会 議 資 料

平成16年11月15日(月)午後2時から

フクトピア

上福岡市・大井町法定合併協議会

上福岡市・大井町法定合併協議会第1回会議次第

日時：平成16年11月15日（月）午後2時から
場所：フクトピア 2階 多目的ホール
上福岡市

1 開 会

2 あいさつ 正副会長（上福岡市長、大井町長）

3 委嘱状の交付

4 自己紹介 別紙委員名簿

5 議 事

（1）報告事項

上福岡市・大井町法定合併協議会設置までの経緯及び設置に関する協議書

上福岡市・大井町法定合併協議会規約及び規約に関する協議書

上福岡市・大井町法定合併協議会の組織と役割

上福岡市・大井町法定合併協議会事務局処務規程

上福岡市・大井町法定合併協議会財務規程

上福岡市・大井町法定合併協議会インターネットホームページ開設及び管理運営要綱

上福岡市・大井町法定合併協議会幹事会規程

（2）協議事項

上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程（案）

上福岡市・大井町法定合併協議会報酬等に関する規程（案）

平成16年度事業計画（案）及び平成16年度歳入歳出予算（案）

新市建設計画の作成方針（案）

財政計画の作成方針（案）

上福岡市・大井町法定合併協議会で調整する協定項目の整理（案）

協定項目1「合併の方式」（案）

協定項目3「新市の名称」（案）

6 その他

（1）法定合併協議会第2回会議以降の開催日程

7 閉 会

上福岡市・大井町法定合併協議会委員名簿

職名	委員区分	職(選出市町名)	氏名	備考	
会長	1号委員	上福岡市長	武 藤 博 ^{ヒロシ}		
副会長	(市町長)	大井町長	島 田 行 雄 ^{ユキ オウ}		
委員	2号委員	上福岡市助役	高 沢 清 史 ^{タカ サワ キヨ シ}		
		(助役)	大井町助役	北 村 政 夫 ^{キタ ムラ マサ オウ}	
	3号委員	上福岡市議会議長	小 高 時 男 ^{コ タカ トキ オウ}		
		(議会代表)	大井町議会議長	高 野 正 得 ^{タカ ノ マサ ナリ}	
		上福岡市議会議員	佐 藤 英 夫 ^{サ トウ ヒデ オウ}		
		上福岡市議会議員	田 中 雍 規 ^{タ ナカ ヤス ノリ}		
		上福岡市議会議員	山 川 寿 美 江 ^{ヤマ カワ スミエ}		
		上福岡市議会議員	岸 川 彌 生 ^{キシ カワ ミツ シゲ}		
		上福岡市議会議員	鈴 木 啓 太 郎 ^{スズ キ ケイ タロウ}		
		大井町議会議員	野 溝 守 ^{ノ ミゾ マモル}		
		大井町議会議員	塚 越 洋 一 ^{ツカ コシ ヲウイチ}		
		大井町議会議員	能 登 務 ^{ノ ト ヌツム}		
		大井町議会議員	大 石 正 英 ^{オオ イシ マサ ヒデ}		
		大井町議会議員	松 尾 勝 一 ^{マツ オ カツ イチ}		
	4号委員	(学識経験者)	上福岡市	浜 岡 正 樹 ^{ハマ オカ マサ キ}	
				溝 口 幸 治 ^{ミゾ グチ ヲウ シヂ}	
				奥 住 勝 子 ^{オク スミ カツ コ}	
				西 村 幸 久 ^{ニシ ムラ ヲキ ヒサ}	
		大井町		山 口 誠 ^{ヤマ グチ マコト}	
平 岡 とよ子 ^{ヒラ オカ トヨコ}					
三 上 康 子 ^{ミ カミ ヤス コ}					
久 保 久 次 ^{ク ボ キュウ シジ}					
大学教授			小 林 弘 和 ^{コ ハヤシ ヒロ カズ}		
埼玉県職員			篠 崎 孝 夫 ^{シノザキ タカ オウ}		

報告事項

上福岡市・大井町法定合併協議会設置までの経緯

期 日	内 容
平成16年 2月19日	上福岡市長から大井町長に合併について、口頭による申入れ
平成16年 4月15日	上福岡市長から大井町長に文書で任意合併協議会設置の申入れ
平成16年 5月20日	上福岡市議会、大井町議会全員協議会で任意協議会設置に係る補正予算案の提案について説明
平成16年 5月20日	大井町長が上福岡市長に、任意合併協議会の設置について同意する旨の回答を文書で行う。
平成16年 5月21日	上福岡市長と大井町長とで任意合併協議会設置に係る確認書取り交わし
平成16年 5月21日	任意合併協議会の規約に関する協議書取り交わし
平成16年 6月 3日	上福岡市議会第2回定例会、大井町議会第2回定例会で任意合併協議会設置予算案提案
平成16年 6月16日	上福岡市議会で任意合併協議会設置に係る予算案可決
平成16年 6月17日	大井町議会で任意合併協議会設置に係る予算案可決
平成16年 6月18日	任意合併協議会設置に係る協議書の締結
平成16年 6月21日	上福岡市・大井町任意合併協議会設置
平成16年 6月30日	上福岡市・大井町任意合併協議会第1回会議開催
平成16年 7月15日	上福岡市・大井町任意合併協議会第2回会議開催
平成16年 7月27日	上福岡市・大井町任意合併協議会第3回会議開催
平成16年 8月 4日	上福岡市・大井町任意合併協議会第4回会議開催
平成16年 8月30日	上福岡市・大井町任意合併協議会第5回会議開催
平成16年 9月11日	上福岡市・大井町任意合併協議会第6回会議開催
平成16年10月18日	上福岡市長と大井町長とで法定合併協議会設置の確認書取り交わし
平成16年10月26日	上福岡市議会臨時会・大井町議会臨時会で法定合併協議会設置に関する協議及び合併協議会運営に係る予算案可決
平成16年10月27日	上福岡市・大井町法定合併協議会の設置に関する協議書・規約に関する協議書の締結
平成16年10月31日	上福岡市・大井町任意合併協議会廃止
平成16年11月 1日	上福岡市・大井町法定合併協議会設置

上福岡市・大井町法定合併協議会設置に関する協議書

上福岡市及び入間郡大井町（以下「1市1町」という。）は、上福岡市・大井町法定合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、1市1町のそれぞれの議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、平成16年11月1日付けで協議会を設置するものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名、押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成16年10月27日

埼玉県上福岡市福岡1丁目1番1号

上福岡市

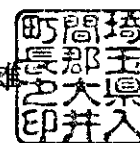
上福岡市長 武藤



埼玉県入間郡大井町中央1丁目1番1号

大井町

大井町長 島田行雄



報告事項

上福岡市・大井町法定合併協議会規約

平成16年10月27日 協議
平成16年11月 1日 施行

(協議会の設置)

第1条 上福岡市及び入間郡大井町(以下「1市1町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、上福岡市・大井町法定合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項
- (事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市又は町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、第7条第1項各号に定める委員をもって組織する。

2 委員の定数は、1市1町の長が協議して定める。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市1町の長のうちから1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 1市1町の長
 - (2) 1市1町の助役
 - (3) 1市1町の議会の議員
 - (4) 1市1町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- 2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 12 条 協議会に要する経費は、1 市 1 町が均等に負担する。

(職員)

第 13 条 協議会の事務に従事する職員は、1 市 1 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(監査)

第 14 条 協議会の出納の監査は、1 市 1 町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

(報酬)

第 16 条 協議会の委員 (第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により選出された委員に限る。) は、報酬を受け取ることができる。

2 前項に定める報酬の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、1 市 1 町の長が協議して定めた日から施行する。

上福岡市・大井町法定合併協議会規約に関する協議書

上福岡市及び入間郡大井町（以下「1市1町」という。）において定める上福岡市・大井町法定合併協議会規約（以下「規約」という。）第5条第2項、第6条第1項及び第7条第1項第4号に規定する内容については、次のとおりとする。

（委員の定数）

第1条 規約第5条第2項に規定する協議会の委員の定数は、26名以内とする。

（会長）

第2条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長は、上福岡市長とする。

（学識経験を有する者）

第3条 規約第7条第1項第4号に規定する学識経験を有する者は、次のとおりとする。

- （1）上福岡市長が指名する学識経験を有する者 4名
- （2）大井町長が指名する学識経験を有する者 4名
- （3）1市1町の長が指名する学識経験を有する者 2名以内

（内容の変更）

第4条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第5条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市1町の長が協議して定めるものとする。

（協議の発効）

第6条 この協議は、平成16年11月1日から発効する。

（協議の失効）

第7条 協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名、押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成16年10月27日

埼玉県上福岡市福岡1丁目1番1号

上福岡市

上福岡市長 武藤 博



埼玉県入間郡大井町中央1丁目1番1号

大井町

大井町長 島田 行雄



報告事項

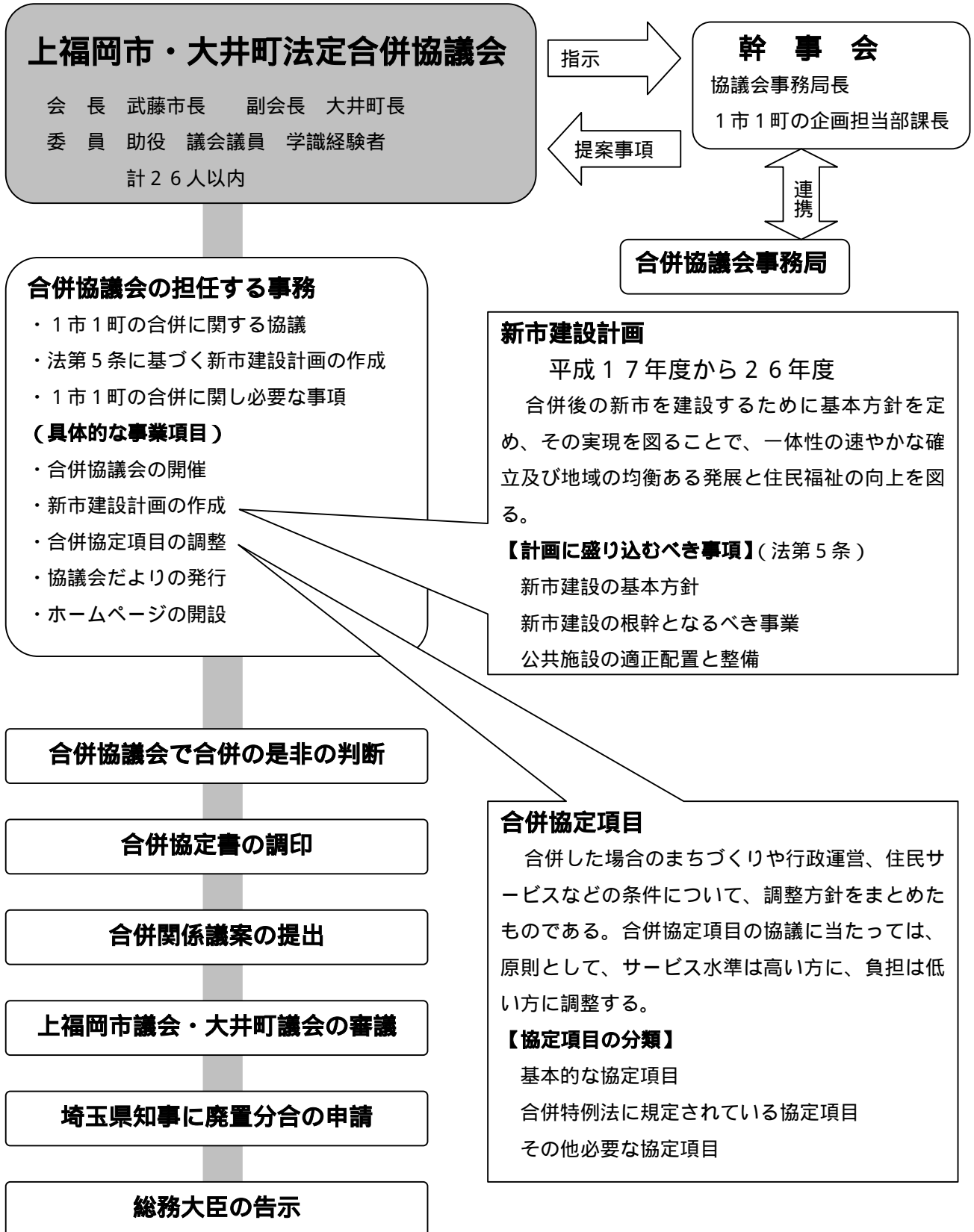
上福岡市・大井町法定合併協議会の組織と役割

規約及び規約に関する協議書による法定合併協議会の組織、役割等は、次のとおりである。

- 1 **委員構成** 協議会委員 26 名以内
市長・町長（2 名） 助役（2 名） 議会議員（12 名） 各市町長が指名する学識経験者（各市町 4 名ずつ、計 8 名） 1 市 1 町の長が指名する学識経験者（2 名以内）
- 2 **組 織** 法定合併協議会の事務を処理するために事務局を置くとともに、協議事項に係る事務的な調整を円滑に実施するため、幹事会（事務局長及び 1 市 1 町の企画担当部課長）を設置する。
- 3 **担 任 事 務** 法定合併協議会は、合併の是非も含めた 1 市 1 町の合併に関するすべての内容を協議する場であるが、具体的には規約で、1 市 1 町の合併に関する協議 合併特例法第 5 条の規定による新市建設計画の作成 1 市 1 町の合併に関し必要な事項 の事務を行うと規定している。

これらの内容を図示すると次ページのようになる。

上福岡市・大井町法定合併協議会の組織と役割



上福岡市・大井町法定合併協議会事務局処務規程

平成16年11月1日
上福岡市・大井町法定合併協議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、上福岡市・大井町法定合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の処務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関すること。

(協議会の職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、会長市町(会長の属する市又は町をいう。以下同じ。)から派遣された職員のうちから、上席の者をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け、分担事務を所掌する。

3 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局員のうち上席の者がその職務を代理する。

(職務権限)

第5条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、会長市町の事務決裁の例によるものとする。この場合において、「市長」又は「町長」及び「助役」とあるのは「会長」と、「部長」及び「課長」とあるのは「事務局長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 上福岡市及び入間郡大井町との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局の事務の取扱い方針に関すること。
- (3) 各種資料等の調製に関すること。

- (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が特に指定する事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 6 条 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

- 2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取り扱うものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長市町の公文書の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第 7 条 協議会の公印は会長印及び事務局長印とし、その名称、ひな型、書体、寸法及び用途は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の取扱い等については、会長市町の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務)

第 8 条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、会長市町の職員の例によるものとする。

(職員の手当等)

第 9 条 事務局の職員の時間外勤務手当及び旅費は事務局の予算により支給し、その支給方法等は会長市町の職員の例によるものとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 1 1 月 1 日から施行する

上福岡市・大井町法定合併協議会起案用紙

決裁区分	会 長 事務局長	保存年限	永・10・ 5・3・1	廃棄年限	年 月 日
決裁年月日	会 長	副会長	事 務 局 長	事務局員	起案者
平成 年 月 日					
件 名					
起案理由					
公開・非公開の区分	平成 年 月 日 起案	公 印 使 用 欄			
公開・部分公開・非公開	平成 年 月 日 予定				
非公開理由・部分	平成 年 月 日 施行				
解除年月日 年 月 日	ファイル名	取 扱 い	月 日		
			第 号		

別表（第7条関係）

公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
上福岡市・大井町 法定合併協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 上福岡市・大井町 法定合併協議会 会長の印 </div>	古印体	24 × 24	会長名をもって 発する文書用
上福岡市・大井町 法定合併協議会 事務局長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 上福岡市・大井町 法定合併協議会 事務局長の印 </div>	古印体	21 × 21	事務局長名をも って発する文書用

報告事項

上福岡市・大井町法定合併協議会財務規程

平成16年11月1日
上福岡市・大井町法定合併協議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、上福岡市・大井町法定合併協議会規約第15条の規定に基づき、上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、上福岡市及び入間郡大井町(以下「1市1町」という。)の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに1市1町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第 7 条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長市町 (会長が所属する市又は町をいう。以下同じ。) の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得たときは、当該決算書の写しを 1 市 1 町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長市町の例により、これを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な文書

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長市町の例により、会長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に協議会の」とあるのは「第 1 回の協議会において」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行日以降第 1 回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 雑収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業推進費	1 会議費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
2 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告事項

上福岡市・大井町法定合併協議会インターネットホームページ

開設及び管理運営要綱

平成16年11月1日
上福岡市・大井町法定合併協議会訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、上福岡市・大井町法定合併協議会インターネットホームページ(以下「ホームページ」という。)を開設することにより、上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「合併協議会」という。)の情報を積極的に公開するとともに、住民等の声を把握することを目的とする。

(名称)

第2条 ホームページの名称は、「合併協議会ホームページ」とする。

(合併協議会の責務)

第3条 合併協議会は、情報を積極的に公開するため、ホームページに情報を掲載するよう努めなければならない。ただし、ホームページに掲載することをもって全住民に周知したとみなしてはならない。

(掲載情報の制限等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する情報は、ホームページに掲載することができない。

- (1) 広告その他の営業に関する情報
- (2) 個人に関する情報(一般的に知り得ない個人の情報であって、その個人が識別され、又は識別されうる情報をいう。)
- (3) 公共性及び公益性を損なうおそれがある情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併協議会の会長が定める情報
(意見等の受信及び処理について)

第5条 合併協議会は、電子メール(以下「メール」という。)を有効的に活用し、メールによる意見等の収集に努めるものとする。

2 メールで受信した意見等については、速やかに回答等の処理をするものとする。

(リンクの取扱い)

第6条 ホームページのリンクは、次の各号のいずれかに該当する機関等が開設したインターネットホームページに限るものとする。

- (1) 官公庁
- (2) 官公庁以外の公共機関

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、合併協議会の会長が認める機関等

2 合併協議会以外の者が開設するインターネットホームページからのリンクは自由とする。ただし、リンクを行う場合は、その旨を合併協議会に通知するものとする。

(個人情報保護)

第 7 条 ホームページに情報を掲載する場合は、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いに十分配慮しなければならない。

(著作権への留意)

第 8 条 ホームページに自ら作成したものでない文書、写真、図画、音楽、動画等の著作物を掲載する場合は、当該著作物の著作権について、十分留意しなければならない。

(引用・転載)

第 9 条 ホームページの内容は、自由に引用・転載することができるものとする。ただし、利用者は、その出典を明示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ホームページに使用した画像は、引用・転載をしてはならない。

(事務局の責務)

第 10 条 合併協議会の事務局は、ホームページに掲載する情報については、その利用目的に照らして常に最新のものとしておかななければならない。

2 合併協議会の事務局は、ホームページの作成に当たっては、効率的に作成し、かつ、全体の整合性を保つようにしなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの開設及び管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

報告事項

上福岡市・大井町法定合併協議会幹事会規程

平成16年11月1日

上福岡市・大井町法定合併協議会訓令第4号

(設置)

第1条 上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「協議会」という。)の協議事項に係る事務的な調整を円滑に実施するため、上福岡市・大井町法定合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、幹事会は、上福岡市及び大井町の合併に関し必要な事項を協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、協議会の事務局長及び別表に掲げる職にある者(以下これらを「幹事」という。)をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長一人を置き、幹事長は協議会の事務局長をもって充て、副幹事長は、幹事の互選によってこれを定める。

2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 会議は、幹事の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 幹事長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席幹事の3分の2以上の賛成をもって決する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて関係機関の職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	
上福岡市	総務部長	企画調整室長
大井町	企画総務部長	企画財政課長

協議事項

上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 会議の運営（第2条 第5条）
- 第3章 会議録（第6条・第7条）
- 第4章 会議の傍聴（第8条 第17条）
- 第5章 規律（第18条）
- 第6章 雑則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、上福岡市・大井町法定合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、上福岡市・大井町法定合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会議の運営

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

- 2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。
- 3 会議は、計画的に開催するものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

- 2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。
- 3 議長が必要と認めたときは、会議に諮って委員以外の学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（表決）

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。ただし、議長が必要があると認めるときは、この表決数を変更することができる。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

第3章 会議録

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第1号)を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過(議事の要旨)
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日後に会長が定める方法により行うものとする。

第4章 会議の傍聴

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

(傍聴人の定員)

第9条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、50人以内とする。

(傍聴の手續)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、上福岡市・大井町法定合併協議会会議傍聴届(様式第2号)に住所、氏名及び年齢を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(様式第3号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第11条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第16条 傍聴人は、第8条ただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

第5章 規律

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

第6章 雑則

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

会 議 録

会議の名称			
開催日時		平成 年 月 日 () 時 分開会 ・ 時 分閉会	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
会議の経過		別添のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 年 月 日		会 長(議長) (印)	

(會議經過)

發 言 者	議 題 ・ 發言內容 ・ 決定事項

様式第2号(第10条関係)

平成 年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会会議傍聴届

上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程第10条第1項の規定により下記のとおり届けます。

記

住 所	
氏 名	
年 齢	

様式第3号(第10条関係)

傍 聴 証
第 号
上福岡市・大井町法定合併協議会

協議事項

上福岡市・大井町法定合併協議会委員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上福岡市・大井町法定合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「協議会」という。)の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬の額等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,800円とする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する市又は町の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

協議事項

平成16年度事業計画（案）

（法定協議会での協議内容）

協議会	日程	協議内容
第1回	11/15	各種規程の整備 協議会予算・事業計画案の承認 新市建設計画作成方針 財政計画作成方針 協定項目の整理 基本的な協定項目（合併の方式）
第2回	12月	法に定められた協定項目（任意協議会の調整方針） その他必要な協定項目（任意協議会の調整方針）
第3回	12月	基本的な協定項目（合併の期日、事務所の位置及び新市名） 新市建設計画事業の協議
第4回	1月	法に定められた協定項目 （議員の特例、農業委員会委員の特例） 財政計画協議
第5回	1月	新市建設計画の承認 財政計画の承認 協定項目の承認 合併調印式
第6回	3月	法定合併協議会の廃止 合併準備組織の設置

その他

- 1 協議会だよりは、12月1日から毎月全戸配布を予定する。
- 2 インターネットホームページは、11月中に立ち上げ、随時更新するものとする。
- 3 その他周知啓発活動（ポスター、パンフレット等）は、随時行うものとする。

協議事項

上福岡市・大井町法定合併協議会平成16年度歳入歳出予算（案）

平成16年度上福岡市・大井町法定合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1 歳入歳出予算の総額は、それぞれ20,000千円と定める。

第2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年11月15日

上福岡市・大井町法定合併協議会
会長 武 藤 博

第1表 上福岡市・大井町法定合併協議会 平成16年度歳入歳出予算(案)

歳入

(単位：千円)

科 目			平成16年度	節		説 明
款	項	目		区 分	金 額	
1	負担金		20,000		20,000	
	1	負担金	20,000		20,000	
		1	20,000	構成市町負担金	20,000	上福岡市負担金 10,000
						大井町負担金 10,000
2	繰越金		0		0	
	1	繰越金	0		0	
		1	0		0	
3	諸収入		0		0	
	1	諸収入	0		0	
		1	0	預金利子	0	
歳 入 合 計			20,000		20,000	

歳出

(単位：千円)

科 目			平成16年度	節		説明	
款	項	目		区分	金額		
1	事業費		13,373				
	1	事業推進費	13,373				
		1	2,373	1	報酬	1,061	委員報酬
				1	1 需用費	42	食糧費
						350	会議録印刷製本費
				1	2 役務費	700	速記手数料
						100	立て看板作成委託
				1	4 使用料及び賃借料	120	会場使用料
		2	6,000	1	1 需用費	6,000	新市建設計画印刷製本費
		3	5,000	1	1 需用費	1,500	啓発チラシ等の作成
						3,000	協議会だより発行
				1	3 委託料	500	ホームページ委託
2	総務費		5,728				
	1	総務管理費	5,728				
		1	5,728	3	職員手当等	1,500	職員時間外勤務手当
				4	法定福利費	15	非常勤嘱託職員労働保険料
				7	賃金	408	非常勤嘱託職員賃金
				9	旅費	50	普通旅費
				1	1 需用費	1,000	消耗品費
						40	公用車燃料費
						350	会議資料印刷製本費
				1	2 役務費	500	通信運搬費
						105	インターネットプロバイダ加入料
						10	振込手数料
				1	4 使用料及び賃借料	1,750	事務機器借り上げ料
3	予備費		899				
	1	予備費	899				
		1	899	5	0 予備費	899	予備費として
歳 出 合 計			20,000				

協議事項

新市建設計画の作成方針(案)

新市建設計画の作成に当たっては、次の方針により進めるものとする。

1 計画の趣旨

本計画は、上福岡市と大井町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、両市町の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図り、あわせて具体的な施策の方向を示すものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、新市におけるまちづくりの基本方針及びこれに基づく主要事業を示すもので、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を受けるための前提となるものである。

なお、新市が取り組むべき、より詳細かつ具体的な施策・事業については、この計画に基づいて策定される新市総合計画(地方自治法第2条に基づく基本構想及び基本計画)に委ねるものとする。

3 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針、建設計画及び財政計画を中心に構成する。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年度とする。

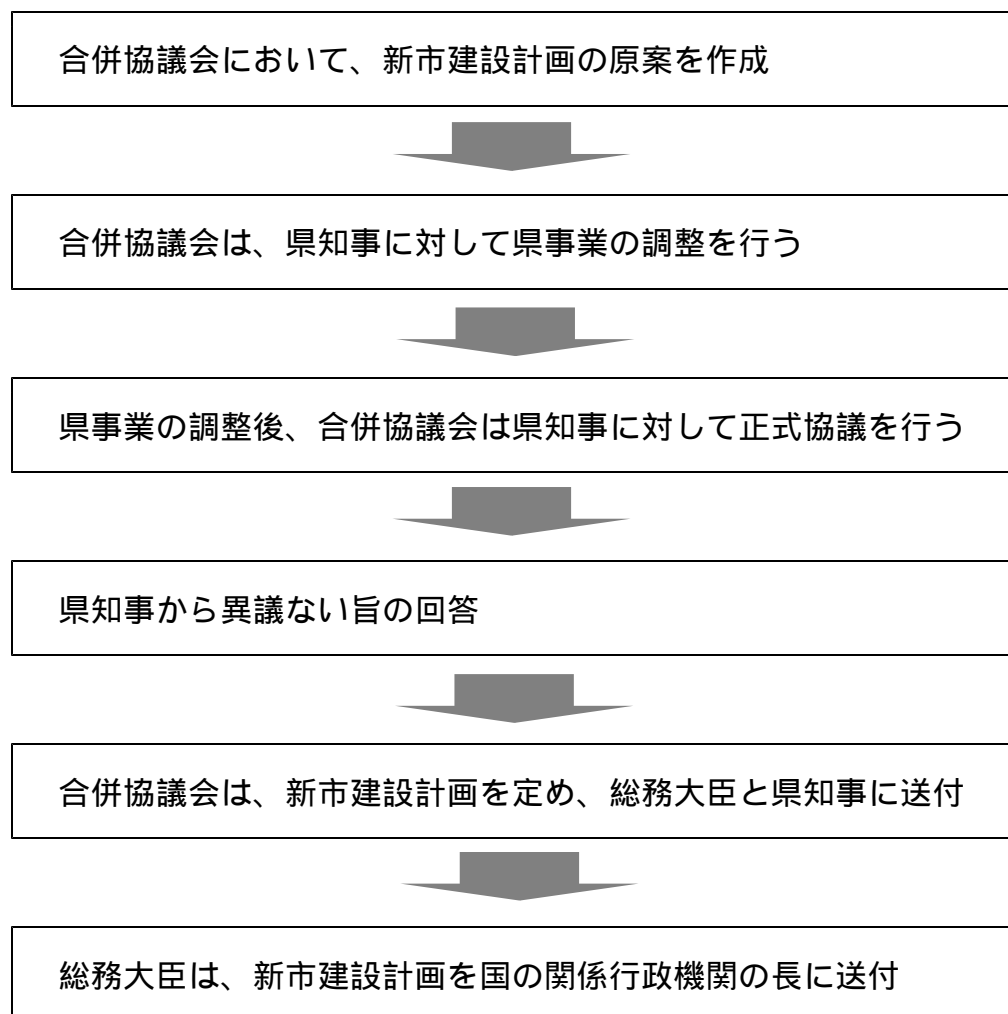
5 計画の基本指針

- (1) 上福岡市第三次総合振興計画及び第4次大井町総合振興計画を踏まえた計画とする。
- (2) 上福岡市・大井町任意合併協議会が作成した「まちづくりビジョン」に基づいた計画とする。
- (3) 国・県による特別な財政支援措置が縮小する平成27年度以降における財政の健全性を確保するため、長期的な見通しのもとに作成し、必要性の高い基盤整備を盛り込むとともに、ソフト施策の効果的な活用を重視する。
- (4) 多様化・高度化する行政需要に対応するため、簡素で効率的な行政運営

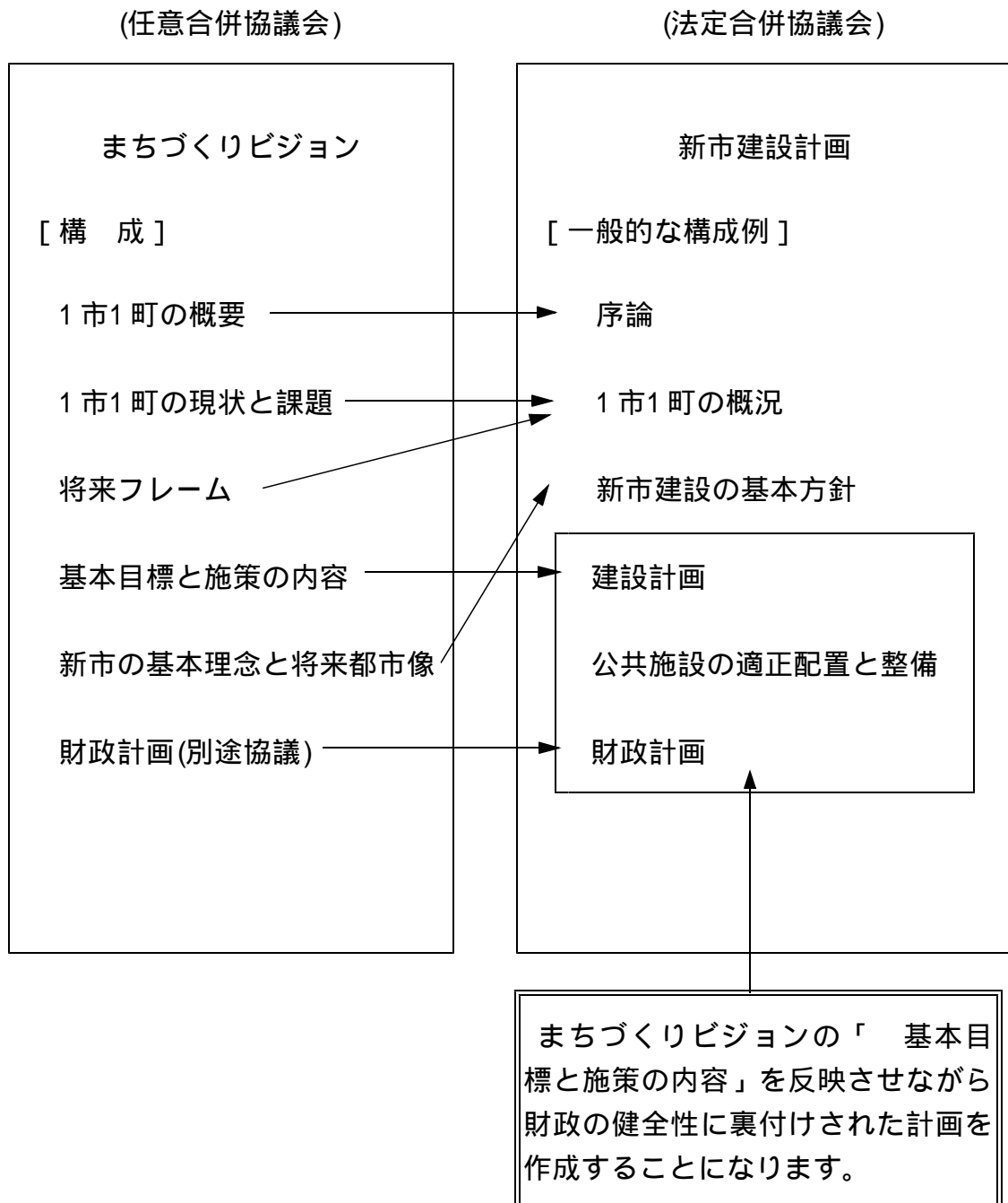
の実現を図るとともに、民間活力の積極的な活用について配慮する。

- (5) 対象事業の選定に当たっては、上福岡市・大井町任意合併協議会が作成した「まちづくりビジョン」に掲載された施策・事業のうち、両市町の総合計画に位置づけられている事業や既に具体化されている事業を優先し、次に住民要望の強い事業及び両市町の懸案事項とされている事業などについて、事業の緊急度や重要度、優先度、合併により期待できる効果等を十分に検証して選定する。

新市建設計画の作成手続きの概要 (合併特例法第5条)



まちづくりビジョンと新市建設計画のイメージ図



新市建設計画の骨子

1 序論

2 1市1町の概況

3 新市建設の基本方針

- (1) 新市の将来像
- (2) 新市建設の基本方針

4 建設計画

【新市の施策】

- (1) 環境にやさしい安全・安心なまちづくり
(計画的で適正な土地利用、市街地の整備、水と緑の保全と活用、環境にやさしい生活スタイルの推進、交通ネットワークの構築、防犯・防災体制の強化、新しい都市核づくり)
- (2) 夢のある心豊かなまちづくり
(人権の尊重、生涯学習の推進、学校教育の充実、新しい住民文化の創造、文化財の保存と活用、社会教育の充実、夢のある青少年教育の推進、スポーツ・レクリエーションの充実、平和・国際交流の推進)
- (3) 個性輝く活力あるまちづくり
(道路・交通環境の整備、上下水道の整備、河川・水路の整備、農業の振興、商工業の振興、観光の振興、消費生活の充実、勤労者福祉の充実)
- (4) 生涯安心して暮らせる福祉のまちづくり
(健康づくりの促進、地域医療体制の整備、地域福祉推進体制の整備、少子化対策・子育て支援、児童福祉の充実、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、低所得者福祉の充実)
- (5) スリムで効率的な協働のまちづくり
(住民と行政のパートナーシップの確立、コミュニティ活動の促進、男女共同参画の推進、住民満足度の高い行政サービスの推進、自立した足腰の強い自治体)

【新市における埼玉県事業の推進】

5 公共的施設の適正配置と整備

6 財政計画

協議事項

財政計画の作成方針（案）

財政計画の作成に当たっては、次の方針により進めるものとする。

上福岡市・大井町任意合併協議会で作成した財政計画をベースとする。

新市建設計画において位置づけられた、今後10年間の新市の事業を年度間に割り振るとともに、合併特例債の試算を行う。

合併協定目の調整に基づき、具体的な事務の調整方針に基づいた歳入・歳出の試算を加える。

国・県からの財政措置に係る積算を行う。

合併することによる行財政改革効果を積算する。

以上の行程で進めるため、財政計画の協議については、新市建設計画事業の協議及び合併協定項目の協議がある程度進んでから提案するものとなる。

なお、具体的なスケジュールは次のとおりとする。

会議	内 容	備 考
第1回	財政計画作成方針協議	行政調整開始
第2回		
第3回	（新市建設計画事業の協議）	
第4回	財政計画提案・協議	埼玉県との協議
第5回	財政計画協議	
第6回		

協議事項

法定合併協議会で調整する協定項目の整理

基本的な協定項目

	協定項目	任意協議会での調整内容または今後の協議内容	法定	任意
1	合併の方式	合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の2つの形態がある。		-
2	合併の期日	合併協議会による調印日でも、各議会の議決日でもなく、新市として施行する日である。新市が誕生するまでには、さまざまな協議事項の確認、住民の合意形成が必要となり、また市町議会や県議会の議決など、最終的に合併の効力が生ずる官報告示までの手続などに一定の期間を必要とする。		-
3	新市の名称	新設合併の場合、関係市町がすべて廃されるため、新しい市の名称を決める必要がある。		-
4	新市の事務所の位置	新設合併の場合、新たに事務所の位置を決める必要がある。		-

合併特例法に規定されている協定項目

	協定項目	任意協議会での調整内容または今後の協議内容	法定	任意
5	議員定数及び任期の取扱い	(議員の定数や任期の取扱い) 新設合併の場合、議員はすべてその身分を失うのが原則であるが、合併特例法では、住民代表である議員の激減緩和等の観点から、定数特例、在任特例などの特例措置が定められている。		-
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	(農業委員の定数、任期の取扱い) 新設合併の場合、委員はすべてその身分を失うのが原則であるが、合併特例法には、特例措置が定められている。		-
7	地方税の取扱い	(市民税、固定資産税、軽自動車税などの取扱い) 1市1町で差異のある都市計画税の税率については、0.25%とする。		-
8	一般職の職員の身分	(新市の一般職の職員の身分の取扱い) 1市1町の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数は新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。 職名等は合併時に調整し、統一を図る。 職員の給与等は合併時に統一を図る。		-
9	地域審議会の設置	(地域審議会の設置の取扱い) 審議会の設置の有無及び構成員の定数、任期等を協議する。		-
10	新市建設計画の作成	新市建設計画は、合併後の将来に関するビジョンを示し、住民が合併の適否を判断するという、合併市のマスタープランとしての役割を果たすものである。作成に当たっては、関係市町の基本構想を踏まえ、また既新市将来構想を基本に、より具体的な計画として作成する。		-

その他必要な協定項目

	協定項目	任意協議会での調整内容または今後の協議内容	法定	任意
11	財産及び公の施設の取扱い	(市町の土地、建物や負の財産などの取扱い) 上福岡市及び大井町の所有する財産(土地、建物、債権及び債務)及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。		
12	特別職の職員の身分	(新市の特別職の職員の身分の取扱い) 新市の市長については、合併から50日以内に選挙を行い、その間は職務執行者を置く。 常勤特別職(助役、収入役、教育長等)、非常勤特別職(教育委員、選挙管理委員等)は全員失職し、新市の長が新たに選任する。 法令等に定めのない、給与や報酬、定数等については、1市1町の長が別に協議して定める。		
13	条例・規則の取扱い	(新市の条例、規則の取扱い) 条例、規則等については、各調整項目の調整方針に基づき統一し、新市における事務事業に支障を来さないよう、整備する。		
14	組織及び機構	(行政組織や機構の整備の取扱い) 条例や規則に基づいて組織や機構を新たに設置する。本庁組織・支所(支庁)・出先機関・所管区域等を協議する。		-
15	一部事務組合等の取扱い	現在加入している一部事務組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。 広域連合や法定の協議会は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。 1市1町の土地開発公社は合併時に再編する。 施設管理公社は新市に引き継ぐ。		
16	使用料、手数料の取扱い	(各種施設の使用料や証明手数料などの取扱い) 証明等に係る事務手数料は、現行のとおりとする。 各種施設の使用料は、当面現行のとおりとし、新市において調整を図る。 道路占用料は上福岡市の例による。		
	上下水道事業の取扱い	水道料金は、上福岡市の例を基に調整する。 水道利用加入金は、大井町の例を基に調整する。 下水道使用料金は、上福岡市の例を基に調整する。 受益者負担金は、当分の間現行のとおりとする。		
17	公共的団体等の取扱い	(1市1町内にある商工会、社会福祉協議会等の統合整備に関する取扱い) 1市1町に共通する団体は、合併時に統合するよう努める。ただし、統合できない団体は統合するよう調整に努める。 統合に時間を要する団体は、当面現行のとおりとし、10年を目処に統合するよう調整に努める。 独自の団体は現行のとおりとする。		
18	補助金、交付金等の取扱い	(各種団体への補助金の取扱い) 同一又は同種の補助金は、できるだけ早い機会に統一の方向で検討する。 独自の補助金は、新市に移行後均衡を保つよう調整する。 整理統合できる補助金等は、新市に移行後、統合するよう調整する。		

	協定項目	任意協議会での調整内容または今後の協議内容	法定	任意
19	行政連絡機構の取扱い	(自治会、町内会の取扱い) 行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町会・自治会等住民組織と協議するものとする。		
20	町・字名の取扱い	(同一町、字名などの調整) 町字名は現行のとおりとする。ただし、同一又は類似町字名は、1市1町の長が協議して定める。名称から「大字」を除く。		
21	慣行の取扱い	(市章、市の花・木・鳥、市憲章、宣言、各種の行事の取扱い) 市町章、憲章、花木鳥などの慣行は、新市において検討する。 ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものは、新市において継続する。		
22	国民健康保険事業の取扱い	賦課方式、税率、限度額は新市において統一を図り、それまでは現行のとおりとする。 納期は合併時まで調整する。 高額療養費資金貸付は上福岡市の例による。 人間ドッグ補助、保養施設利用補助は大井町の例による。 国保運営協議会は、新市に新たに設置する。		
23	介護保険事業の取扱い	賦課方式は現行のとおり保険料とする。 1号被保険者の保険料は、保険料改定年度に統一を図る。 低所得者軽減制度は、実施の方向で合併時まで調整する。 納期は、現行のとおり8期とする。 介護認定審査会は、新市に新たに設置する。 在宅サービス、施設サービスは、現行のとおりとする。 サービス利用料は、現行のとおり1割負担とする。 利用料負担軽減は、合併時まで調整する。		
24	清掃事業の取扱い	分別収集方法や収集回数は、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 ごみ処理・処分手数料は、上福岡市の例により調整する。 申請手数料は、大井町の例による。		
25	教育制度の取扱い			
	学校教育事業	通学区は、当面現行のとおりとし、市町境の地域は弾力的運用に努める。新市において通学区域の見直しを行う。 給食センターは新市に引き継ぐ。学校給食は会計方法、給食費とも上福岡市の例による。 私立幼稚園就園奨励費や各種支援制度は、上福岡市の例による。		
	社会教育事業	生涯学習計画は、新たに策定する。 各施設は新市に引き継ぐが、業務は当面は現行のとおりとする。 各事業は現行を基本に実施し、新市において計画を作成する。 指定文化財等は、新市に引き継ぐ。 社会教育委員、公民館運営審議会、体育指導員等の組織は、新市において新たに設置する。		
26	その他各種事務事業の取扱い			
	電算システム事業関係	住民生活に支障を来さぬよう合併時に統合を図る。ただし、統合を要しない単独処理システムは、新市において調整する。		
	広報広聴関係事業関係	広報紙の発行は、現行と同様に月1回とする。 その他の広報事業は合併時に統合し、情報の提供に努める。 提案制度等の広聴時業は、合併後速やかに充実を図る。 相談業務は、現行の業務を実施できるよう調整する。		

協定項目	任意協議会での調整内容または今後の協議内容	法定	任意
保健事業関係	<p>乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成は、現行のとおりとする。</p> <p>成人保健、精神保健、母子保健の各種事業は継続して実施する。</p> <p>保健施設は現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>休日急患診療及び在宅当番医制は、現行の内容を基本に新市に引き継ぐ。</p>		
2.7 各種福祉制度関係			
障害者福祉事業	<p>障害者福祉計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>重度心身障害者医療費の助成、特別障害者手当、障害児福祉手当等国の制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>在宅重度心身障害者手当は、合併時までに統一する。</p> <p>障害者施設は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各種障害者支援事業は合併時までに統一する。</p> <p>障害者就労支援事業は、新市でも引き続き実施する。</p>		
高齢者福祉事業	<p>高齢者福祉計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>老人保健施設は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ねたきり老人手当等は老人介護手当と一本化し、金額は合併時までに調整する。</p> <p>老人支援サービスで共通する事業は継続し、差異があるものは合併時までに統一する。</p> <p>敬老祝金、敬老事業は合併時までに統一する。</p> <p>老人医療費の助成制度は大きな差があるため、調整の上、合併時までに統一する。</p> <p>高齢者居室整備事業は、上福岡市の例による。</p> <p>各種生きがいサービス事業は現行サービスを下回らないように、合併時までに統一する。</p>		
児童福祉事業	<p>次世代育成行動計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>児童館・児童センター・障害児デイサービスは現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当は、国・県の制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>ひとり親家庭就学支度金は上福岡市の例による</p>		
保育事業	<p>保育形態は現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>保育料は、新市において、国の基準表を参考に、負担増とならないように統一する。</p> <p>保育料の減免は違いがないので、現行のとおりとする。</p> <p>一時保育や延長保育は新市において通常保育と併せて調整する。</p> <p>待機児童は新市において保育園や幼稚園との連携を行い改善に努める。</p> <p>家庭保育室は当面は現行のとおりとする</p>		
生活保護事業	<p>給付は法令に定められたとおり、現行のとおりとする。</p> <p>福祉事務所の新規設置と職員の配置について検討し、調整する。</p> <p>生活保護世帯を対象とする独自事業は、従来からの経緯。実情を考慮しつつ調整する。</p>		

合併協定項目の調整方針

任意合併協議会の主要な事務の調整方針でも、両市町間で住民サービスの水準が異なったり、使用料や手数料などが異なったりした時は、原則としてサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整してきた。

法定合併協議会でも、合併協定項目の協議に当たっては、この方針は踏襲されるものとする。

なお、合併協定項目の調整に係る基本方針を次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--|
| 一体性確保の原則 | ・・・新市に移行するとき住民生活に支障がないよう速やかな一体性の確保に努める |
| 住民福祉向上の原則 | ・・・住民サービスと住民福祉の向上に努める |
| 負担公平の原則 | ・・・行政格差を生じないように努める |
| 健全な財政運営の原則 | ・・・新市での健全な財政運営に努める |
| 行政改革推進の原則 | ・・・行政改革の観点から事務事業の見直しに努める |
| 適正規模準拠の原則 | ・・・自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める |

協議事項

協定項目 1

合併の方式（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第1回会議	平成16年11月15日
協議	合併協議会第1回会議	平成16年11月15日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年10月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	1 合併の方式		
調整方針 (案)	(案)上福岡市、入間郡大井町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。	課題 問題点	
項目	新設合併(対等合併)の場合の説明		
定義	2つ以上の市町村を廃して、その区域に新たに1つの市町村を置くこと。		
法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。		
名称	新たに制定する。ただし、類似等の名称以外であれば、旧名称の使用もできる。		
事務所の位置	新たに制定する。		
首長の身分	合併関係市町村の法人格の消滅に伴い、合併の日の前日に、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙(合併の日から50日以内)で選任される。		
議会議員 の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は、合併の日の前日に全員失職する。合併の日から50日以内に合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	
	特例	次のいずれかによることができる。 定数特例・・・設置選挙において、新設合併の特例定数(法定定数の2倍以内)とすることができる。 在任特例・・・合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間、合併市町村の議会の議員として在任することができる。	
特別職の身分	合併関係市町村の法人格の消滅により、合併の日の前日にその身分を失う。 ただし、行政委員会の委員のうち、次の者については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会		
一般職の身分	合併関係市町村の法人格の消滅により、合併の日の前日にその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。		
条例・規則等	消滅する合併関係市町村の条例・規則等はすべて失効するため、新たに制定する。		

協議事項

協定項目 3

新市の名称(案)

協議の経緯		
提案	合併協議会第1回会議	平成16年11月15日
協議	合併協議会第1回会議	平成16年11月15日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	新市の名称		
調整方針	<p>1 新市の名称は、住民に最も関わりの深い事項であることから、公募方式を採用する。</p> <p>2 公募の結果、応募数の多い名称で選定基準を満たしている中から、合併協議会で候補市名を複数選定する。</p> <p>3 複数選定された候補市名から、投票等により新市名を決定する。</p> <p>4 新市の名称の候補募集要領及び選定方法については、別紙のとおりとする。</p>	課題 問題点	<p>1市1町の歴史的・文化的・地理的特性、名称の知名度・定着度、そして先行事例をふまえると、住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選定する必要がある。</p>
現況	上福岡市	大井町	
市町名の由来	<p>「上福岡」の名称は、昭和47年4月、市制施行に当たって行われた公募の結果により名付けられた。</p> <p>それ以前の「福岡」という名称の由来としては、足利時代末期に、この地を領地としていた大名が付けたもの。長徳元年(995年)に氷川神社を建立した福岡信秀がこの地に移住したことから地名となった。吹岡(風が吹き上げる岡)から考えられたのいずれかではないかと言われている。</p>	<p>「大井」という名称は、平安時代に造られた「大井戸」から来ているものとされている。</p> <p>11～12世紀頃から大井を支配した武蔵7党・村山党の流れを汲む大井氏の姓も「大井戸」から来ている。</p> <p>明治22年4月、大井町、苗間村、亀久保村、鶴ヶ岡村の4町村が合併して新たに「大井村」を設置した。</p> <p>そして、昭和41年11月、町制施行により「大井町」となり、現在に至る。</p>	

協議内容

1 新市の名称を決定するに当たっての基本方針

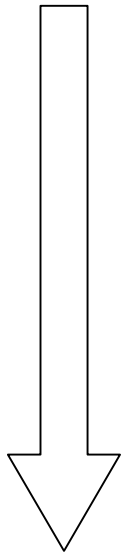
新市の名称は、住民に最も関わりの深い事項であることから、公募方式を採用する。

公募の結果、応募数が上位の名称で選定基準を満たしている中から、検討組織で事前審査を行い、候補市名を複数選考する。

検討組織からの提案された候補市名の中から、委員の投票等により新市名を決定する。

2 新市の名称選定スケジュール

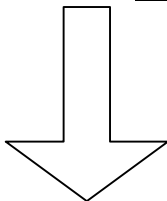
時 期	内 容
第 1 回会議 1 1 月 1 5 日	・ 新市の名称を決定するに当たっての基本方針 ・ 新市の名称選定スケジュール ・ 新市の名称の候補募集と選定方法



事務局	
時 期	内 容
1 2 月 1 日	・ 合併協議会だよりによる新市名称募集の周知啓発 ・ 市町広報紙による新市名称募集の周知啓発 ・ 啓発ポスターの掲示
1 2 月 1 日 ~ 1 2 月 2 0 日	・ 新市の名称公募期間
1 2 月 2 1 日 ~ 1 月 5 日	・ 募集名称一覧表の作成 ・ 名称の整理と集計

検討組織

時 期	内 容
平成 1 7 年 1 月 6 日	・ 新市名称候補の事前審査 (正副会長、3号委員代表、4号委員代表)



時 期	内 容
第 4 回会議 1 月 1 2 日	・ 新市の名称を決定

3 新市の名称の候補募集と選定方法

項 目	内 容
応 募 範 囲	上福岡市、大井町に在住、在勤、在学の方 年齢制限は設けない
応 募 方 法	合併協議会だより添付の申込用紙、官製はがき、ファックス、Eメール 応募点数は1応募につき1点とし、同じ名称の応募は、1人1点のみ有効とします。
周 知 方 法	合併協議会だより、ポスター、市町広報紙、ホームページ、新聞、タウン誌等
応 募 期 間	平成16年12月1日～12月20日 (はがきの場合、当日消印有効)
応募記載内容	新市の名称、名称のふりがな、提案理由、 応募者の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号 在住・在勤の方は、勤務先又は学校名と所在地
選 定 方 法	第4回合併協議会の前に検討組織による事前審査を行い、複数候補を選定する。検討組織で提案された新市名候補の中から、第4回合併協議会で新市名を決定する。具体的には別紙のとおり。
選 定 基 準	漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名称で、名称の提案理由として次の条件を満たしているもの まちの特徴を表し、1市1町の地域が容易にイメージできる名称 1市1町の地域の地理・歴史・文化にちなんだ名称 住民等の理想・願いにちなんだ名称 (該当しないもの) 既存の市町名(上福岡、大井)と同一の名称 既に全国の他市で使用している名称 極端に長すぎる名称 現在、使用していない漢字を使用した名称
そ の 他	その他の周知方法

新市名称候補選定検討委員会の役割

1 目的

新市名称を合併協議会で選定するに当たり、合併協議会開催前に事前検討を行うことにより、協議会での審議を円滑に進める。

2 構成

検討委員会の構成は次のとおりとする。

合併協議会 1 号委員（正副会長）

合併協議会 3 号委員代表（各市町 1 人）

合併協議会 4 号委員代表（各市町 1 人及び学者等）

3 職務

検討委員会は、合併協議会に提案する新市名称候補を複数選考することを職務とする。具体的な事務の流れは次のとおりとする。

応募された新市名称候補の確認

新市名称候補の中から、選定基準に該当しないもの、新市の名称としてふさわしくないものの確認

すべての応募の中から、応募総数順で選定基準に該当する上位 30 点の名称の中から、検討委員会事前候補として 5 点を選定する。

（選定基準）

漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名称で、名称の提案理由として次の条件を満たしているもの

まちの特徴を表し、1 市 1 町の地域が容易にイメージできる名称

1 市 1 町の地域の地理・歴史・文化にちなんだ名称

住民等の理想・願いにちなんだ名称

（該当しないもの）

既存の市町名（上福岡、大井）と同一の名称

既に全国の他市で使用している名称

極端に長すぎる名称

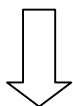
現在、使用していない漢字を使用した名称

【具体的な公募の流れ】

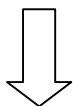
期 日	事 項	内 容
1 1 / 1 5	第 1 回会議	選定スケジュールの確認、選定方法の確認、応募方法の確認、周知啓発活動の確認
1 2 / 1	広報啓発	合併協議会だより、市町広報紙、ポスター作成・掲示
1 2 / 1 ~ 1 2 / 2 0	公募期間	応募用紙、はがき、ファックス、メール等
1 2 / 2 1 ~ 1 / 5	集計期間	名称順、応募数順等
1 / 6	検討委員会	検討組織(正副会長、3号委員代表、4号委員代表)による、新市名称候補の事前審査
1 / 1 2	第 4 回会議	新市名の選定

【具体的な選定手法】

名称候補の応募名称別、応募総数順に集計



検討組織(正副会長、3号委員代表、4号委員代表)で事前審査を行い、第4回合併協議会に提案する新市名候補(概ね5点)を検討。



第4回会議で、検討組織から提案された新市名候補5点の中から、委員の投票等により新市名称の選定

参考資料

1 新市名の選定に当たっての留意事項

- (1) 新設合併の場合、地方自治法第7条第1項の規定による設置の処分（合併関連議案）の際に、名称が併せて決定されることとなっている。
- (2) 地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要であり、その名称の意味があまりにも不明確であるとか、読み方がわからないとか、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずる恐れのあるもの等は、不適切であると考えられる。
- (3) 市町村の名称として、多くは漢字を使用しているが、ひらがな（ひたちなか市、さいたま市など）やカタカナ（ニセコ町、南アルプス市など）の市町村も存在する。
- (4) 「 」のような記号を使用することは、その読み方がはっきりと特定できないため、不適当であるとされている。
- (5) 例えば、町が市になった場合には、郡の地域から除外されるため、市の名称については、郡名を冠することができないので、町以上に団体の識別が容易であることが求められている。

この点について、昭和45年3月12日付け自治振第32号の自治事務次官通知では、「市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の名称と同一となり、又は類似することとならないよう、十分配慮すること」とされている。

- (6) 新市の名称としてふさわしくないものとしては、
 極端に長すぎる名称
 現在使用していない漢字を使用した名称 などがある。

2 新市名の選定基準

- (1) 漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名称で、名称の提案理由として次の条件を満たしているもの
 - まちの特徴を表し、1市1町の地域が容易にイメージできる名称
 - 1市1町の地域の地理・歴史・文化にちなんだ名称
 - 住民等の理想・願いにちなんだ名称
- (2) 既存の市町名（上福岡、大井）と同一でない名称

などを基準として選定することとする。

3 最近の新設合併で決まった新市名（16年4月以降）

合併年月日	新市名	県名	構成市町
4月1日	阿賀野市	新潟県	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村
	東御市	長野県	北御牧村、東部町
	伊豆市	静岡県	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
	御前崎市	静岡県	御前崎町、浜岡町
	京丹後市	京都府	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町
	養父市	兵庫県	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町
	三次市	広島県	三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町
	四国中央市	愛媛県	川の江市、伊予三島市、新宮村、土居町
	西予市	愛媛県	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町
8月1日	五島市	長崎県	福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町
	新上五島町	長崎県	若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町
	久万高原町	愛媛県	久万町、面河村、美川村、柳谷村
9月1日	甲斐市	山梨県	竜王町、敷島町、双葉町
	琴浦町	鳥取県	東伯町、赤碕町
9月13日	身延町	山梨県	下部町、中富町、身延町
9月21日	東温市	愛媛県	重信町、川内町
10月1日	愛南町	愛媛県	内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町
	甲賀市	滋賀県	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町
	吉野川市	徳島県	鴨島町、川島町、山川町、美郷村
	葛城市	奈良県	新庄町、當麻町
	七尾市	石川県	七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町
	世羅町	広島県	甲山町、世羅町、世羅西町
	みなべ町	和歌山県	南部町、南部川村
	周防大島町	山口県	久賀町、大島町、東和町、橘町
	安来市	島根県	安来市、広瀬町、伯太町
	野洲市	滋賀県	中主町、野洲町
	湯梨浜町	鳥取県	羽合町、泊村、東郷町
	志摩市	三重県	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町
	南部町	鳥取県	西伯町、会見町
	上島町	愛媛県	魚島村、弓削町、生名村、岩城村
	美郷町	島根県	邑智町、大和村
	邑南町	島根県	羽須美村、瑞穂町、石見町
	隠岐の島町	島根県	西郷町、布施村、五箇村、都万村
	高梁市	岡山県	高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町
	吉備中央町	岡山県	加茂川町、賀陽町
	安芸太田町	広島県	加計町、筒賀村、戸河内町
	いの町	高知県	伊野町、吾北村、本川村
	湖南省市	滋賀県	石部町、甲西町
10月4日	光市	山口県	光市、大和町
10月12日	笛吹市	山梨県	石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町
	薩摩川内市	鹿児島県	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村
10月16日	常陸大宮市	茨城県	大宮町、御前山村、山方町、美和村、緒川村

新市の名称候補を募集

募集期間 平成16年12月1日(水)～12月20日(月)

(はがきの場合、当日消印有効)

現在、上福岡市と大井町では、法律に定める合併協議会を設置し、1市1町の合併に関する様々な協議を進めていますが、合併して新市になった場合の「新市の名称」を、広く住民のみなさんから募集することとなりました。

将来のまちにふさわしい名前を付けてください。

応募基準

漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名称で、名称の提案理由として次の条件のいずれかを満たしているもの。

まちの特徴を表し、1市1町の地域が容易にイメージできる名称

1市1町の地域の地理・歴史・文化にちなんだ名称

住民等の理想・願いにちなんだ名称

〔該当しないもの〕

既存の市町名(上福岡、大井)と同一の名称

既に、全国の他市で使用している名称

極端に長すぎる名称

現在、使用していない漢字を使用した名称

1市 1町の将来のまちをあらわす名前を募集しています。

募集期間

平成16年12月1日(水)～12月20日(月)

応募できる方

上福岡市か大井町に在住、在勤、在学の方(年齢制限はありませんので、どなたでも応募できます。)

応募方法

合併協議会だより添付の応募用紙、官製はがき、

ファクシミリ 049-261-3840

Eメール gappei@kamifukuoka-city.jp

応募のきまり

応募点数は、1応募につき1点とし、同じ名称の応募は1人1点のみ有効とします。

応募案は、返却しません

応募案に関する一切の権利は、合併協議会に帰属します。

記載内容

新市の名称、名称のふりがな

名称を提案した理由

郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号

在勤・在学の方は、勤務先か学校名と所在地

フリガナ	
名称案	
名称の 提案理由	

住 所	〒
フリガナ 名 前	
電 話	
勤務先 学校名	
年 齢	

応募先と問い合わせ

上福岡市・大井町法定合併協議会事務局

〒356-8501 上福岡市福岡1丁目1番2号 上福岡市役所第2庁舎3階

電話 049-278-2012

その他（１）

法定合併協議会第２回会議以降の開催日程

回数	日 時	場 所
第２回	12月 1日（水） 午後２時から	上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール
第３回	12月20日（月） 午後２時から	上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール
第４回	1月12日（水） 午後２時から	上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール
第５回	1月26日（水） 午後２時から	上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール
第６回	3月29日（火） 午後２時から	上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール